

平成29年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成29年 9月 6日（水）

午前 9時59分 開 会

午前11時55分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 議案第 1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 2号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 決議案第1号 北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議

○追加日程

- 日程第 9 議案第 3号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（地ビール製造施設）
- 日程第11 議案第 5号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第13 報告第 1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率について
- 日程第14 報告第 2号 平成28年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第15 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
 - 認定第 1号 平成28年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
 - 認定第 8号 平成28年度滝川市病院事業会計決算の認定について
 - 議案第 7号 決算審査特別委員会の設置について
 - 選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

て

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	館 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君	産 業 振 興 部 次 長	南 均 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君	建 設 部 次 長	山 崎 智 弘 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君	監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君
総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君	企 画 課 長	深 村 栄 司 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	書 記	菊 田 健 二 君
書 記	村 井 理 君	書 記	壽 永 美 和 君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成29年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において館内議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日9月6日から20日までの15日間にわたりまして平成29年第3回滝川市議会定例会が招集され、平成28年度各会計の決算認定、補正予算及び条例改正など広範囲なご審議をいただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成29年5月31日から8月23日までの間の行政報告につきましては、あらかじめ議案とともに配付させて

いただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。最初に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練についてご報告申し上げます。去る9月1日に北海道内で初めて、国や北海道との連携のもとで東滝川地区において当該訓練が実施されました。基本的にはこうした有事に対しては政府がその対応に当たるべきものと考えておりますが、私ども住民に直結した地域自治体として、万が一に備え、住民等に対する情報伝達経路の確立や迅速、的確な避難行動訓練の実践に向けての日ごろからの準備が極めて重要であることから、滝川市としても本訓練に参画をしたところでございます。当日はサイレンの吹鳴がおくれるなど一部課題も明らかになりましたことから、再発防止に努めるとともに、いかなる状況にも対応できるよう、消防を初め関係機関と連携を図りながら万全の対策を構築してまいりたいと考えております。東滝川地区の住民の皆様におかれましては、当初の目標を上回る201名のご参加をいただいたところですが、同地区では毎年自主的に防災の集いが行われるなど、防災に対する高い意識を有する地域性と相まって、図らずも本訓練実施のわずか3日前に実際に北朝鮮から発射された弾道ミサイルが北海道上空を通過するという事態を受けて、参加者は一様に高い緊張感を保ちながら訓練に臨まれておられました。参加いただきました地域の皆様には改めてお礼を申し上げます。あのとき我々はどのように対処すべきだったのか、今あのミサイル発射について改めてさまざまな面から検証を行いながら、そこで得た教訓を今後に生かしていくことが必要と考えておりますが、発射検知から到達までの時間的余裕がほとんどないという特性等を踏まえ、住民に対しては状況に即して必要な情報を確実に伝達するとともに、適正な避難行動を周知していくことが求められるところでありますことから、今回の訓練結果の反省点等も生かしながら、今後も積極的に住民への情報提供、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。総務省は去る7月25日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は61億6,477万円で、前年度決算比、マイナス1.3パーセント、8,183万円の減となり、臨時財政対策債発行可能額と合わせますと67億5,461万円で、前年度決算比、マイナス0.8パーセント、5,190万円の減、現計予算比でマイナス0.8パーセント、5,478万円の減となりました。減額の主な要因としては、基準財政需要額の算定に用いる一部単位費用の減額や交付税の算入対象となっていた起債の償還が終了したことなどが挙げられるところです。全国ベースで見ると、市町村における普通交付税の交付額は対前年度比でマイナス0.6パーセント、臨時財政対策債発行可能額を含めるとプラス1.9パーセントということになります。引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源のもと、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

最後に、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は、5月以降平均気温の高い月と低い月が交互に訪れ、7月下旬から8月下旬にかけては気温が低目に経過したところです。9月1日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は7月下旬からの低温の影響により生育が平年より3日おくれとなっており、圃場間の熟度の差が大きい傾向にあります。穂数、穂長については平年並みとなっているところです。大豆は、生育が平年より1日早く、着莢数も平年並みとなり、生育は順

調です。タマネギは、球径が平年比１０５パーセントと生育は平年並みですが、降雨により収穫作業が平年より３日おくられている状況です。リンゴは、生育が平年より３日早く、体積比も平年比１１６パーセントとなっており、一部病気の発生は見られますが、生育は順調です。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成２９年５月３１日から平成２９年８月２３日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下１点について口頭でご報告を申し上げます。

滝川西高等学校硬式野球部の全国大会出場について報告させていただきます。７月２２日に旭川市スタルヒン球場で行われました第９９回全国高等学校野球選手権大会北海道大会決勝で十勝支部の白樺学園高等学校を破り、１９年ぶり３度目の夏の甲子園出場を果たしました。全国大会出場に際しまして多くの市民の皆様からご寄附を賜りましたことに感謝をし、お礼を申し上げます。全国大会は、雨天により１日順延となり、８月８日には甲子園での開会式で滝川西高等学校硬式野球部主将が心に響く選手宣誓を行いました。８月１２日、大会５日目、第１試合、北海道代表として宮城県代表の競合、仙台育英学園高等学校と対戦し、惜しくも敗れはしましたが、最後まで全力で戦いました。甲子園初勝利とはなりませんでしたが、滝西の全力疾走の姿には甲子園球場に応援に駆けつけていただきました市民やスタンドを埋め尽くした大勢の観客に感動を与えたところです。全国大会出場に当たりましては、協賛会の皆様にご尽力いただいたほか、市民の皆様を初め、全国から多くのご支援とご声援をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。９月９日からは春の選抜大会につながる第７０回秋季北海道高等学校野球大会空知支部予選が始まります。選手たちは優勝を目指し、連日練習に励んでおりますので、引き続きご支援とご声援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第５ 報告第３号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第５、報告第３号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 報告第３号 専決処分について。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に

より報告いたします。

専決事項は、第2回定例会において車両損傷事故に伴う物損の損害賠償額について議決をいただいたところでございますが、この交通事故に伴う治療費の損害賠償額の決定であります。事故発生は平成29年5月18日午前11時30分ころ、滝川市滝の川町西2丁目1018番地先、相手方につきましては記載のとおりでございます。損害賠償額は23万6,979円で、市が加入する全国市有物件災害共済会等の自動車損害共済保険が適用され、全額補填となる予定でございます。事故原因につきましては、観光用務により公用車両にて国道12号を北に向かって走行中、市道滝の川町東736号線との交差点において赤信号で停車中の相手方車両の後部に追突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成29年8月21日でございます。

以上、報告とさせていただきますが、今回の事故につきましては相手方に多大なご迷惑をかけ、心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様に深くおわび申し上げます。今後におきましては、交通安全について注意喚起を促すとともに、より一層安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第6、議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、生活扶助費や障害者自立支援給付費に係る平成28年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費確定に伴う返還金並びににぎわい広場の売却に伴う地方債の繰上償還に係る費用の補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,399万9,000円を追加し、予算の総額を200億1,854万9,000円としたいとするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5 ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。まず、追加であります、滝川西高等学校整備事業債、限度額500万円を追加したいとするもので、滝川西高等学校体育館扉改修などを実施するための財源としたいとするものでございます。次に、変更でございますが、義務教育施設整備事業債130万円を増額し、1,030万円としたいとするもので、滝川市立江部乙小学校調理場の床改修工事を実施するための財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。7款1項1目商工業振興費、補正額999万4,000円の増額につきましては、産業振興事業に要する経費の補正でございます。もみ殻を活用したバイオマスボイラーの導入について2つの熱需給タイプの経済性の評価及び課題の検討を行い、冬期間の営農環境形成に向けた事業化計画を策定したいとするもので、費用の全額が公益財団法人日本観光協会の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金で措置されるものでございます。

10款4項1目学校管理費、補正額678万4,000円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。滝川西高等学校の老朽化により、改修の必要な体育館扉、受電設備及び体育館南側外壁サイディング張りかえ等の改修工事を実施するほか、野球部が使用するグラウンドの防球ネットが劣化し、部活動に支障があることから、新たな防球ネットを設置するために補正したいとするものでございます。

10款5項1目学校給食費、補正額176万6,000円の増額につきましては、学校給食の実施に要する経費の補正でございます。滝川市学校給食江部乙共同調理場のタイル床が経年劣化により損傷が進み、衛生面においても早急に対応することが必要であることから、床改修工事を実施するために補正したいとするものでございます。

11款1項1目元金、補正額1,741万3,000円の増額につきましては、地方債償還金の補正でございます。本年3月に滝川市にぎわい広場の売却に伴い、地方債の借り入れ先である財団法人北海道市町村振興協会に対して繰上償還を行う必要があることから、9月の定時償還にあわせて未償還元金の繰上償還をするために補正したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1,804万2,000円の増額のうち18万1,000円の増額につきましては、多面的機能支払交付金に係る返還金の補正でございます。多面的機能支払交付金について、砂利採取による一時転用や耕作者の死亡により対象農地の一部が多面的機能維持が困難になったことから、平成24年度から平成27年度までに既に支払いを受けた多面的機能支払交付金を返還するため、補正したいとするものでございます。残りの1,786万1,000円の増額につきましては、平成28年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費の確定に伴う返還金の補正でございます。主なものとしたしましては、生活扶助費等国庫負担金452万7,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金428万1,000円、障害者自立支援給付費道費負担金397万6,000円、生活保護費道費負担金195万8,000円、障害者医療費国庫負担金175万3,000円、障害者医療費道費負担金110万9,000円となっております。

以上、歳出合計で5,399万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。２０款１項１目繰越金３，７３２万４，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項２目雑入１，０３７万５，０００円の増、２２款１項５目教育債６３０万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で５，３９９万９，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。それでは、一般会計補正予算の質疑を行います。１０、１１ページをお開き願います。１０款４項高等学校費でその他高等学校教育の実施及び管理に要する経費６７８万４，０００円が上程されておりますが、この中には安全、安心にかかわる修繕、しなければ学校の臨時休業もあり得るような修繕が計上されております。なぜ当初予算に計上されなかったのか、４点それぞれについてお伺いいたします。

大きな２点目ですが、受電設備については総務文教常任委員会への報告の中で、定期点検をしている北海道電気保安協会より高圧ケーブルが１９８２年製で３０年以上経過し、変圧器が７８年製で老朽化しているなど指摘があり、耐用年数を大きく経過している状態である。故障となると学校を臨時休業にしなければならない。そのため、受電設備改修工事費用を補正したいとするものの理由で補正されたことが書かれております。そこで、まず小さな１点目としては、高圧ケーブルが３０年以上経過しとの指摘は主任技術者が提出する年次報告書等で具体的にどのように記述されていたのか。小さな２点目は、同様に変圧器については具体的にどのように記述されていたのか。小さな３点目は、電気主任技術者から今回のように老朽化と交換について指摘された場合、電気事業法や学校教育法等各法令上どのような義務、努力規定があるのか、また市立学校設置者として必要なことは何か伺います。４点目、市の施設維持管理において、電気主任技術者から改修を促す報告を受けた場合であっても予算編成上のさまざまな理由等で設備改修を迅速に行わないということがあるのか伺います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 西高の修繕の関係でございますけれども、まず当初予算になぜ計上しなかったのかというところでありまして、まず体育館の扉でございますけれども、これはこれまでも不都合があれば修繕をしながら使ってきておりましたけれども、今年度に入りましてつり下げ扉のローラーが破損したということで、修繕がもうできないと、扉が開きっ放しの状況ということで、これらについては体育の授業ですとか行事の際に支障があるということで、冬が来る寒くなる前に解消したいということでございます。また、防球ネットにつきましても、これも老朽化ということですが、隣の民地にファールボールが飛んでいくということがありまして、どういう対策がいいのかというのをこれまで検討してまいりましたけれども、バックネットの部分ですけれども、バツタ

一ボックスを囲むようなケージ型のネットを設置するということにしたところですが。また、外壁については、今年度に入りまして公共施設マネジメント課の現地視察によりまして修繕の必要ありということで、このタイミングでということでございます。

また、電気設備の関係でございますけれども、まず電気保安協会からの指摘でありますけれども、高圧ケーブルですけれども、これは点検報告では事故防止のためケーブルの取りかえを行ってくださいと、それから変圧器につきましては老朽化しているので、交換を検討してくださいと、そのような点検結果の報告となっております。

3点目の法律的な部分ですけれども、私も全ての法律を把握しておるわけではございませんけれども、一般論としましては施設を適切な状況に保っておくという必要があるのだろうというふうに思っております。点検を受けて速やかにやるかどうかということで保安協会に確認をしておりますけれども、法的な義務づけ等はないということでございます。法律論は別としまして、施設を適切な状況に保っておくというようなことから、今回のこのタイミングでの補正予算ということでございます。また、施設全般につきましても、これは私のほうから答えるのはどうかと思っておりますけれども、一般論としては、施設を適切な状況に保つというのは毎年の保守点検の結果を受けながら状況を見て適切に維持していくと、そういう必要があるのだろうと思っております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 受電設備については、年次報告なのですが、さかのぼっていつごろからこの指摘が始まったのか、それについて確認をいたします。要するに新年度初めてなのか、昨年度が初めてなのか、それとも数年前あるいは10年ぐらい前から報告書でこういった指摘が上がっていたのかについて再度伺いいたします。

また、これについては新年度急にこういった指摘がされたということではどうもないようなので、これまで教育委員会が予算協議等にこれを上げているのか、その経過について伺いいたします。

また、そういったものが上げられているにもかかわらず予算協議の中でこれが採択されないというような経過もあったのかどうか伺います。

また、法令遵守の点でいうと、法律は遵守していると受け取れる答弁なのです。しかし、電気事業法の第43条第5項では、事業用電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならないと。つまり今回は電気工作物の運用ですよね、維持または運用をする者として、滝川市がそれを直接行っているか、また委託をしているか、それは別として、設置者である市は電気主任技術者の指示に従わなければならないというふうに、第43条の第5項をそのように私は解釈をするわけですが、これには当たらないということと理解しているのか、そのような考えなのかをお伺いいたします。

また、先ほどの電気主任技術者の報告書の中身は、電線、6,000ボルトのケーブルですよね、これについて取りかえを求める報告書だったわけです。変圧器のほうについては、交換を検討してくださいという報告書だったのです。この取りかえについて、これは指示に従わなければならないわけだから、迅速に取りかえるべきだったわけですが、なぜ迅速に取りかえなかったのか。また、

変圧器の交換を検討してくださいという、この報告に対して交換についていつからどのように検討してきたのか。

以上、再質疑いたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、何年から指摘を受けたのかということですが、これは私の手元に資料はございませんけれども、少なくとも今年度初めてではないというふうに思っております。

それから、今年度予算協議には、29年度の予算協議では上げておりませんでした。

また、電気事業法の第43条の関係ですが、ここで言う指示に従わなければならないというところは、これは確認ですが、保安協会に確認したところ、そういう義務ではないということをお願いしておりますので、法律の解釈論は私も詳しくわかりませんが、そういう答えを得ているということでございます。

それと、報告書の内容でしたか。これにつきましても今回補正予算ということでもありますけれども、当初予算で今回なぜ上げなかったのかということになりますと、これは何ともお答えのしようがないわけですが、いずれにしても今回故障する前に直すと、このタイミングで補正予算上げさせていただいたということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 とにかく質疑は3回しかないで、これが最後の質疑になりますけれども、まだ状況を解明している段階の質疑なので、私としてはこの質疑では解明し切れないことははっきりしているということで、大変残念ではあるのですが、まずことし初めてではないということなのですが、先ほど言ったように今年度の年次報告なのか、それとも昨年度の年次報告なのか、それともそれ以前の年次報告でこういったことが確認されているのかという、この経過については、私は通告しているわけですから、そんなに資料が埋もれているという話ではないと思うのです。担当者は、電気保安協会が保守管理をして報告書をつくると、当然それは一つのファイルにとじられているわけです。しかも、ケーブルや変圧器が故障したら西高が臨時休校するというようなことを認識していながら、そういったことについていつからなのかということがご答弁がないというのは、これはこの場はわかりません、後で調べますということで、私はそれでは納得できません。高等学校の臨時休校というのは、極端なことを言ったらその一日のカリキュラムを変える。授業を翌日にやらなければならないわけでしょう。翌日か翌週か。おくれたのを取り戻すために物すごい再編成になってくるわけです。だから、公立学校の設置者としてはあってはならないことなのです。これが自然災害でなるなら、それはやむを得ないとしても、人為的ないわゆる不作為でこういったことが行われるというのは大変まずいことではないかと、そういう意味で過去どのような報告がされ、検討がされ、教育委員会が新年度予算に対しては協議に上げていないけれども、その前には上げていたけれども、予算協議で外された経過とか、そういったことについて私は明快に答弁をこの場で求めたいというふうに思います。また、その際に、仮に予算協議でこれを却下するようなことがもしあったとするならば、それについての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 長 それでは、答弁に時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１０時３９分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、点検報告を受けている時期ですけれども、その当時の資料というのは今はありませんけれども、恐らく１０年ほど前というふうに思われます。この中身ですけれども、一般的に電気の部品といいますか、電気製品なのですけれども、耐用年数が１５年から２０年というところからこういう、要望事項あるいは要請事項という表現になっていきますけれども、緊急性があるという指摘ではありません。ですから、即座にあしたすぐ壊れるとか、そういう状況ではないということの指摘というふうに受けとめておりましたので、今の段階でということでございます。

○議 長 副市長。

○副市長 予算の中で却下したことがないかという話でございます。各部には多くの施設を持っておりますけれども、当然各部としてはその施設について安全性ですとか安心を得るために適正な施設の管理をしたいということで、たくさんの要望が上がってきてございます。その中で、予算の範囲もございますけれども、緊急性ですとか安全性等々を十分に協議した中で、優先順位をつけて予算をつけている状況でございます。先ほどご質疑もありましたけれども、施設全体についてはストックマネジメント課というところもございまして、その中で法的なものも含めて優先順位をつけて予算計上しているところでございます。今後ともそういうような方針の中で進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第１号、平成２９年度一般会計補正予算（第３号）を可とする立場で討論します。

総額５，３９９万９，０００円のうち、教育費の高等学校費６７８万４，０００円が増額提案されました。その内容は、いずれも滝川西高校の維持管理に要するものです。私の討論の趣旨は、公立学校設置者として果たすべき責任を迅速に行っているかという点です。当市は、６小学校、４中学校、１高等学校の設置者として学校教育法に基づく責任を負っています。そこで、運営管理に必要なものについては、優先順位はあっても必ず実施しなければなりません。しかし、今回の受電設備については、定期点検をしている北海道電気保安協会より高压ケーブルが１９８２年製で３０年以上経過し、変圧器が７８年製で老朽化しているなど指摘があり、耐用年数を大きく経過している状態で、故障となると学校を臨時休校にしなければならない状況が約１０年前から続いていたということです。それにもかかわらず改修がここまでおくれました。しかし、改修に係る費用は９０万

6,000円です。さて、おくれた理由について質疑に対する答弁では、まず10年前から指摘はされていたが、これは耐用年数を過ぎたということであり、緊急に対応しなければならないという指摘はなされなかったという答弁がされました。こういった緊急性はないという判断をどこでどのように下されたのかということは、今回の質疑では解明されていません。しかし、それでは何のために耐用年数というものがあるのか。耐用年数を勝手に判断をする。耐用年数を過ぎていても大丈夫ではないかと、その根拠もこの質疑では解明はできませんでした。しかし、法的な耐用年数があるもの、しかも公立学校設置者として、この点についてしっかりと考え直すことをまず求めたいというふうに思います。また、電気事業法第43条第5項で、電気主任技術者の指示に従うという義務規定については、電気保安協会がそういった義務はないと言ったから、法令遵守しているのだと言わんばかりの答弁がされました。この点については、では電気事業法第43条第5項は一体何なのだ、これは尊重する必要のない法令なのかということについてもこの議会が終わった後きちっと検証することを求めます。

以上から、優先すべきことを怠った重大な事態だというふうに私は考えます。今後このようなことがないようにすることを求め、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第7 議案第2号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第7、議案第2号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして平成28年度に国、北海道、社会保険診療報酬支払基金から概算交付されていた介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金等につきまして、実績額の確定の結果、超過交付額について本年度において償還するための増額補正を行いたいとするものであります。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,954万円を追加し、予算の総額を40億153万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しをお願いします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。7 款 1 項 2 目償還金、補正額 4, 9 5 4 万円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金として国へ 4, 2 3 5 万 3, 2 5 6 円、道へ 1 5 2 万 6, 4 0 0 円、支払基金へ 3 5 3 万 7, 5 0 7 円、地域支援事業交付金として国へ 1 4 2 万 1, 4 5 9 円、道へ 7 0 万 1, 3 9 4 円となっております。

以上、歳出合計で 4, 9 5 4 万円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。7 款 1 項 1 目繰越金、補正額 4, 9 5 4 万円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものであり、歳入合計で 4, 9 5 4 万円の増額となったところでございます。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は可決されました。

◎日程第 8 決議案第 1 号 北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議

○議 長 日程第 8、決議案第 1 号 北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、決議案第 1 号についてご説明を申し上げます。

以下、決議案を朗読し、提案説明にかえさせていただきます。

決議案第 1 号 北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議。

8 月 2 9 日早朝、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、本道上空を通過した後、太平洋上に落下した。また、9 月 3 日には、国際社会の反対を顧みず核実験を実施した。

このことは、我が国のみならず世界の平和と安定にとって深刻かつ重大な脅威であり、断じて容

認できない。

本市は「平和都市宣言」を掲げ、自由と平和を世界に訴えながら、世界中の人々と国際的な交流でつながってきた。平和な未来を子供たちに引き継ぐことが私たちの使命である。

北朝鮮による一連のミサイル発射と核実験は、私たち滝川市民の求める平和な未来を脅かすものであり、世界平和への脅威である。

滝川市議会は、北朝鮮による度重なる暴挙に対し断固として非難・抗議するとともに、政府に対して国民の保護を最優先とした、万全の措置を講じるよう強く要請する。

以上、決議する。

送付先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会を確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますので、ここで追加日程表を配付いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第9から第15までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第9 議案第3号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第3号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成29年7月21日に公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令が、同月26日に公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、同日から施行されました。このことに伴いまして必要となる条文の整備を行うため、滝川市営住宅条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容でございますけれども、参考資料の新旧対照表をお開きください。第14条第2項において引用しております公営住宅法施行規則の条項の繰り上がりにより、下線「第8条」を「第7条」に改めるものでございます。

また、第36条及び第37条において引用しております公営住宅法施行令の条項繰り下がりにより、下線「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

なお、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第１０ 議案第４号 公の施設の指定管理者の指定について（地ビール製造施設）
○議長 日程第１０、議案第４号 公の施設の指定管理者の指定について（地ビール製造施設）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第４号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設であります。指定管理者となるべき団体は大雪地ビール株式会社で、代表者は代表取締役、井内敏樹氏であります。指定期間は、平成２９年１１月１日から平成３２年１０月３１日までの３年間であります。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は可決されました。

◎日程第１１ 議案第５号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 長 日程第１１、議案第５号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第５号 市道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

このたび認定及び廃止する西第１授業場通り線につきましては、滝川市泉町土地区画整理事業区域内にある都市計画道路３・４・１５号西２号通の整備によるものでございます。この事業によりまして、西２号街路の未整備区間が整備され、新たな線形で幹線道路網が形成されることとなります。

す。このことにより、現在認定をされております西1丁目通り線との重複区間が解消され、ルートの変更となることから、認定及び廃止を行いたいとするものでございます。また、認定から外れる既設の道路区間につきましては、西1丁目通り線を起点とし、西第1授業場通り線を終点とする幸町266号線として新たに認定したいとするものでございます。なお、今回の認定及び廃止によりまして、市道延長は190メートルの増となり、この結果市道総延長は477キロと973メートル、路線数は800路線となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 長 日程第12、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案提案の趣旨でございますが、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、江差町ほか2町学校給食組合及び西胆振消防組合の名称変更に伴い、規約を変更したいとするものであります。

議案本文の記以下であります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。先ほど提案の趣旨で申し上げましたとおり、名称変更に伴う別表の改正を行いたいとするものでありますので、お目通しをお願いいたします。

最後に、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率について

○議 長 日程第13、報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。さらに、平成21年4月1日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計平成28年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率ですが、この指標は普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。平成28年度決算に係る普通会計の実質収支額は5億9,235万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定されます法施行令第7条の規定による早期健全化基準は1

３．０９パーセント、法施行令第８条の規定による財政再生基準は２０パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この指標は普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。平成２８年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は８億３，５７３万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、早期健全化基準は１８．０９パーセント、財政再生基準は３０パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、この比率は全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。平成２８年度決算に係る実質公債費比率は１１．３パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成２７年度の１１．７パーセントから０．４パーセントの改善となっており、早期健全化基準の２５パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、この指標は全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。平成２８年度決算に係る将来負担比率は１００．２パーセントとなっております。普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少したことなどにより、平成２７年度の１０２．９パーセントから２．７パーセントの改善となっており、早期健全化基準である３５０パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうえにも今後とも財政健全化に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上、報告第１号の報告とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第１号は、報告済みといたします。

◎日程第１４ 報告第２号 平成２８年度決算に係る資金不足比率について

○議長 長 日程第１４、報告第２号 平成２８年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第２号 平成２８年度決算に係る資金不足比率について

ご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。各会計平成28年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

初めに、滝川市病院事業会計についてですが、4,797万6,000円の資金不足が生じたため、資金不足比率は0.8パーセントとなりました。滝川市下水道事業会計については、資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

なお、監査委員からは審査意見として、病院事業会計に対し、経営健全化計画の策定を要する基準を超えてはいないが、早期に資金不足を解消し、健全経営を図られたいとの意見をいただいております。

以上、報告第2号の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第15 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 平成28年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成28年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第 7 号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第 15、平成 28 年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第 1 号から第 8 号までの平成 28 年度滝川市各会計決算の認定について、議案第 7 号 決算審査特別委員会の設置について、選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成 28 年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、平成 28 年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

平成 28 年度の当初予算は、一般会計 208 億 8,000 万円、特別会計 108 億 5,185 万円、下水道事業会計支出 27 億 2,636 万円、病院事業会計支出 75 億 3,646 万円、合わせて 419 億 9,467 万円を計上したところでありますが、その後補正予算と平成 27 年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計 219 億 110 万円、特別会計 108 億 4,056 万円、下水道事業会計支出 27 億 2,636 万円、病院事業会計支出 75 億 6,347 万円、合わせて 430 億 3,149 万円となったところであります。

平成 28 年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定された「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行するとともに、厳しい財政事情を鑑み策定された「滝川市財政健全化計画」の実行により、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くための取り組みを推進してまいりました。

基金につきましては、ふるさと基金ほかで 1 億 9,964 万円繰り入れざるを得ませんでした。一方では中空知ふるさと市町村圏基金の一部取り崩しに伴い、財政調整基金への積み立てほかで 3 億 6,984 万円を積み立てることができたことから、基金残高総額は前年度比 1 億 7,021 万円の増額となりました。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、予算額 219 億 110 万円で、歳入 213 億 7,612 万円に対し、歳出 208 億 6,553 万円で、差し引き 5 億 1,059 万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと 5 億 2,498 万円の減となっており、その主な内容は、繰越金 3 億 4,854 万円、市税 1 億 3,601 万円、財産収入その他 1,291 万円の増となり、国庫支出金 5 億 1,053 万円、繰入金 2 億 146 万円、市債 8,510 万円、地方消費税 7,462 万円、諸収入 4,504 万円、寄附金 2,670 万円、地方譲与税 2,172 万円、道支出金その他 5,727 万円の減となりましたが、平成 29 年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で 2 億 5,558 万円、地方債 4,470 万円、計 3 億 28 万円計上されておりますことから、これを差し引いた実質的な歳入は 2 億 2,470 万円の減となったところ です。

一方、歳出におきましても、予算現額と支出済額を比較しますと１０億３，５５７万円の減となっておりますが、臨時福祉給付金給付事業や３・４・１５号西２号通道路改良工事、土地区画整理事業特別会計繰出金、３・４・７号鈴蘭通道路線形改良工事など、繰越明許費として平成２９年度に繰り越して歳出することと決定した予算額３億６６万円が計上されておりますことから、実質的には７億３，４９１万円の減となりました。歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の３４．９パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は６５．１パーセントとなっております。

自主財源の内訳といたしましては、市税４３億２，２７３万円、諸収入１２億３，９８４万円、繰越金６億３，２６４万円、使用料及び手数料５億６，４７１万円、寄附金３億９８１万円、繰入金２億１，９７０万円、分担金及び負担金１億４，１４５万円、財産収入３，８８４万円となり、また依存財源の内訳は、地方交付税７０億５，９７４万円、国・道支出金４１億９，７９３万円、市債１６億２，２３１万円、地方消費税交付金７億５，６０８万円、地方譲与税１億９，２９５万円、その他７，７４０万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費４１億３，９５２万円、人件費３５億２，７１９万円、補助費等３３億９，８１５万円、公債費２１億２，２０５万円、繰出金２０億４９５万円、物件費１８億１，７８８万円、建設事業費１５億２，０８１万円、貸付金９億１，８４６万円、維持補修費６億２，０１１万円、出資金５億２，８０４万円、積立金２億６，８３７万円となっております。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入１０５億６，９５９万円に対し、歳出１０４億４，１１８万円で、差し引き１億２，８４１万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、予算額５６億２，４５６万円で、歳入決算額５４億１，４３３万円、歳出決算額５５億１，９９５万円で、差し引き１億５６２万円の不足を生じ、このため翌年度歳入繰り上げ充用金で補填いたしました。医療費が見込みに比べ減少したことにより歳出減となりましたが、医療費の減少に伴う歳入における国庫支出金の減、退職被保険者の医療費に係る療養給付費交付金の減などにより歳入減となりました。ここ数年は厳しい会計運営が続いており、平成２３年度以降は積み立てた基金を取り崩して対応してきたところですが、平成２８年度において基金残高全てを繰り入れてもなお収支不足を解消するに至らず、赤字決算となりました。

歳入について見ますと、前期高齢者交付金１４億２２４万円、共同事業交付金１２億５，４９４万円、国庫支出金１２億１，０５３万円、国民健康保険税７億５，９６１万円、繰入金４億４，９６５万円、道支出金２億５，４３７万円、療養給付費等交付金６，９１８万円、諸収入などその他１，３８１万円となったところです。

一方歳出について見ますと、保険給付費３４億９，１１５万円、共同事業拠出金１１億８，９０３万円、後期高齢者支援金等４億９，９４３万円、介護納付金１億８，９８６万円、総務費などその他１億５，０４８万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、予算額７億６，２４６万円で、歳入決算額７億３，３３６万円、歳出決算額６億５，１１４万円で、差し引き８，２２２万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料3億2,690万円、繰入金2億1,065万円、市債1億3,030万円、繰越金6,249万円、諸収入286万円、国庫支出金13万円、財産収入1万円となったところです。

一方歳出について見ますと、住宅事業費4億3,448万円、公債費2億154万円、諸支出金1,511万円となりました。

介護保険特別会計では、予算額37億3,123万円で、歳入決算額37億5,885万円、歳出決算額36億3,705万円で、差し引き1億2,180万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金9億2,916万円、国庫支出金8億7,643万円、介護保険料7億2,292万円、繰入金5億5,158万円、道支出金5億2,360万円、その他財産収入、繰越金、諸収入1億5,516万円となったところです。

一方歳出について見ますと、保険給付費31億5,037万円、地域支援事業費2億4,880万円、総務費1億1,386万円、基金積立金9,001万円、その他保健福祉事業費、公債費、諸支出金3,401万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、歳入9,904万円に対し、歳出7,051万円で、差し引き2,853万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入7,354万円、繰越金2,534万円、諸収入、その他繰入金16万円となり、歳出では事業費7,051万円となったところです。

後期高齢者医療特別会計では、予算額5億5,701万円で、歳入決算額5億5,790万円、歳出決算額5億5,643万円で、差し引き147万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料3億8,297万円、繰入金1億7,263万円、繰越金192万円、諸収入38万円となったところです。

一方歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金5億4,597万円、総務費などその他1,046万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、予算額8,710万円で、歳入決算額610万円、歳出決算額610万円で歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

歳入について見ますと、繰入金490万円、市債120万円となったところです。

一方歳出について見ますと、土地区画整理事業費410万円、公債費200万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益13億7,460万円に対し、事業費用12億9,506万円で、7,950万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入6億8,372万円に対し、支出12億4,863万円で、差し引き不足額5億6,491万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益64億1,936万円に対し、事業費用は67億8,420万円となり、当初予算では3億3,538万円の純損失を見込んでいましたが、3億6,484万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入9,530万円に対し、支出4億1,761万円で、差し引き不足額3億2,231万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をし、なお不足する額は一時借入金で措置しました。

以上、各会計の内容についてご説明申し上げます。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であります。厳しい財政状況の中、財源補填的な基金を繰り入れずに財政運営が可能となるよう、今後より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平成28年度各会計の決算の詳細につきましては、所管部課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、数字等の読み違い等がございましたら、配付をさせていただいております決算書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 平成28年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査をいたしました。

1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、44、45ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要及び意見であります。前段の一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は6億3,852万3,000円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は1億2,056万3,000円、特別会計では1億696万6,000円、総額では2億2,753万円、それぞれ赤字となっております。

中段以降であります。平成28年度予算は滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略と滝川市財政健全化計画を策定してから最初の予算となり、地域経済の活性化を図る成長戦略を描きながら地域力を高めていく総合戦略及び歳入の確保と事務事業の効率化を図ることを核とした健全化計画をもとに、少子高齢化や人口減少など急速に変化する社会情勢を直視しながら、事業の取捨選択、重

点化を行い、編成され、市全体の財政の健全化を維持しつつ、災害等にも臨機応変に対応し、執行されたところであります。

平成28年度の国内経済情勢を見ると、国は希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障を新3本の矢とした一億総活躍社会の実現を目的とした経済財政政策を推進したところであり、雇用、所得環境の改善、原油価格や為替相場の安定による交易条件の改善、訪日外国人の増加等の影響により平成29年7月の内閣府の月例経済報告では景気は穏やかな回復基調が続いているとしており、地域においても少しずつその影響があらわれていると言われているものの、滝川市における経済情勢は有効求人倍率等の推移が改善されつつあるも、依然として厳しい状況が続いています。

本市においては、他に先んじて取り組んだ行財政改革及びそれ以降各種取り組みの継続が本市の財政運営に大きく貢献してきたところであり、平成28年度決算では地場産品を活用した謝礼品の拡充や道内外でのPR活動により着実に寄附額が増加しているふるさと納税等の歳入の確保、歳出における事務事業の見直しによる経費節減等の効果があらわれている状況にありますが、依然としてその財政運営は厳しい状況にあり、特に経常収支比率については前年度97.4パーセントであった同比率が平成28年度では97.3パーセントと若干下がったものの、経常一般財源の残高が少なく、財政の硬直化が進んでいる状況に変わりはありません。今後人口減による市税収入の減少、国勢調査人口の反映による普通交付税の減少等が見込まれ、また少子高齢化社会に対応する経費等の増加も予想されるなど、滝川市を取り巻く情勢も刻々と変化し、一段と厳しい財政運営が予測されます。

このような状況下、引き続き財政健全化計画に基づいた歳入確保に向けた取り組みや事務事業の見直し、組織、人件費の見直しによる経費節減等、将来にわたる安定的な財政運営を行うことにより、基金に依存しない持続可能な財政基盤の確立に向けた一層の取り組みを目指しつつ、まち・ひと・しごと創生総合戦略等地域経済の活性化を図る政策を実施することにより地域力を高め、将来にわたり市民が安心して暮らせるまちづくりを求められているところであります。

続きまして、決算概要ですが、3ページには各会計の決算総括表を、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、各特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の各会計間で繰り入れ、繰出金など29億4,606万6,000円の重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しています。

6ページの財政指標では財政力指数及び経常収支比率を、7ページ、8ページには基金残高の状況、将来にわたる財政負担として市債の借り入れ、償還状況及び債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通しを願います。

次に、各会計別ですが、一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては27ページから、それぞれ決算の概要、歳入及び歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願って、細部の説明は省略させていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、42、43ページに記載しています。43ペ

ージの未収金及び不納欠損状況に対する意見でございますが、前段は未収金及び不納欠損等の状況についての記載でございますので、お目通し願います。8行目以降ですが、平成28年度の市税の調定額48億7,880万3,000円に対する未収金5億1,348万6,000円の割合は10.5パーセント、不納欠損額4,303万1,000円の割合は0.9パーセントとなっております。また、収納率は、滞納繰り越し分9.6パーセントで、前年度と比較して0.8ポイントの減となりましたが、現年度分98.0パーセントと同率で、全体としては0.7ポイントの増となりました。国民健康保険税においては、平成28年度現年度分の収納率が対前年度比で1.4パーセントの増となり、滞納繰り越し分と合わせると1.8パーセントの増となりました。

平成28年度末の未収金は、一般会計及び特別会計合わせておおむね8億400万円と前年度比で3,300万円ほど減少したものの、厳しい財政運営の中において少なからずの影響を与えていると考えられ、懸念されるところであります。また、不納欠損額は大きく減少したところでありますが、市民の受益と負担の公平性を担保する観点からも、収納の確保と不納欠損処分に対する一層の慎重かつ適切な対応が求められるとともに、滝川市が有する各種債権についても関係法規及び私債権管理条例等を基本に適切な管理と回収が不可欠であります。

市税の調定額は、給与、農業所得等の増により市民税調定増や税制改正による軽自動車税調定増により、前年度よりも3,000万円ほど増加となり、一般会計歳入全体のおおむね2割を占める極めて重要な自主財源であります。歳入を確保することは、継続的、安定的な市政運営上最重点課題の一つであり、その中心は言うまでもなく税収の確保対策であります。その取り組みの一つとして、平成26年度からコンビニエンスストア納付制度が導入され、市税の全体納付のうちコンビニ納付の占める割合が件数では21.9パーセント、納付額では13.0パーセントとなり、年々件数、納付額とも伸びている状況であり、市民を初めとする納税者にとって夜間及び休日等においても納付の機会が拡大され、さらなる利便性が図られたものと考えます。今後とも納税意識の喚起や口座振替の推進のほか、全ての部局においてその権限に応じた歳入の確保に努められるとともに、引き続き収納率の向上に向けた全庁挙げての取り組みなど、市税等の自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。別冊の審査意見書をお開きください。公営企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計及び下水道事業会計の決算であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果及び意見であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

初めに、病院事業会計でございますが、前段は業務実績等について記載をしておりますので、お目通し願います。

1ページの下段以降ですが、当年度の決算を見ると損益計算書において収益合計額は前年度と比べ3億8,326万5,000円(6.3パーセント)増の64億1,935万7,000円となり、費用合計額は前年度と比べ6,584万4,000円(1.0パーセント)減の67億8,4

19万8,000円となり、収支は前年度と比べ4億4,910万9,000円増の3億6,484万1,000円の純損失となったところでありますが、主な要因は医業費用が4,932万円の増となったものの、医業収益が2億2,753万3,000円、医業外収益が4,358万1,000円、特別利益が1億286万4,000円の増、特別損失が1億2,341万円の減となったことによるものであります。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが1億8,670万7,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが8,179万3,000円のマイナス、さらに財務活動によるキャッシュフローが6,700万8,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ3,790万6,000円資金が増加し、当期末残高は4,652万1,000円となっています。当年度は、医業収入の増加に伴い、経営安定の目安となる業務活動がプラスに転じ、資金残高も改善されてはいるものの、運転資金不足が生じたことから、前年度より1億6,000万円増の6億6,000万円の一時借り入れを行っています。収益の根幹である入院収益及び外来収益などの医業収益は、外来患者数は減少したものの入院患者数は増加し、前年度と比べ2億2,753万3,000円の増となりましたが、資本合計はマイナスの状態が続き、当年度末で20億2,000万円余りの資本不足となっているほか、未処理欠損金が39億円を超えており、これらの解消が急務となっています。

こうした中、収益の増加を図るため、平成28年3月には地域包括ケア病棟45床を稼働させ、これにより入院期間が長くなる患者が一般病棟からの転棟が可能となったほか、平成28年4月からは常勤医師も内科医1名と眼科医1名が増員となり、眼科については非常勤から常勤体制となったところであります。また、費用の面では、コスト削減のため電力の入札を行い、10月より新電力への切りかえを実施しました。また、医薬品の購入についてベンチマークを利用した価格交渉による費用削減に努めたほか、後発医薬品の使用促進により、切りかえ率は約9割となっています。平成29年3月には、経常収支比率を改善することと平成32年度末に資金不足を解消し、黒字化することを目標とした滝川市立病院経営計画を策定したところであります。経営計画では、医師、医療スタッフの確保のほか、医療の質を高め、適切な診療報酬の算定による外来、入院の診療単価アップ等、収益の向上を図り、費用の面ではさらなるコスト削減の取り組みが計画されていますが、全ての職員が厳しい経営の状況を共有し、一丸となって課題解決に向け、これらの取り組みを着実に実行し、目標の達成を目指していただきたい。病院事業を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しいものがありますが、医療機関相互の連携強化を図るなど、地域医療確保のために重要な役割を果たすとともに、市民に対し良質な医療サービスを安定的、継続的に提供されることを望むものであります。

続きまして、5ページから9ページにかけて業務実績、収益的収支、資本的収支の概要及び経営状況について記載していますので、お目通し願います。

2ページに戻りますが、次に下水道事業会計でございます。前段は、事業実績等について記載しておりますので、お目通し願います。

最終行からですが、しかしながら営業費用が営業収益で賄われているかを示す営業収支比率が昨

年度と比べて減少し、１００パーセントを下回っている状態が続いていることから、今後においては改善に向けた取り組みを図られたい。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが５億９，８４４万４，０００円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが１億４，５１３万７，０００円のマイナス、さらに財務活動によるキャッシュフローが４億２，０８７万１，０００円のマイナスとなった結果、前年度と比べ３，２４３万６，０００円資金が増加し、期末残高は２億２，７４９万９，０００円となっており、今後も引き続き安定的な資金運営となるよう努められたい。

企業債の平成２８年度末残高は７９億１，３８７万円と前年度と比べ８億２，７２１万９，０００円の減となり、また企業債元金の償還額は１０億３，３８１万９，０００円と前年度と比べ６７０万４，０００円の減となったところではありますが、経営分析による企業債償還額対減価償却額比率が１３０．９パーセントと前年度より比率が減少し、改善されてはいるものの、依然として内部留保資金による償還能力が低く、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いています。

損益収支については、費用の面では企業債残高の減少により支払利息が減少していく見込みがあるものの、下水道管更新に伴い今後増加していくと思われる企業債の借入れ増や減価償却費の増など、損益を悪化させる要因も見込まれ、また収益の根幹である下水道使用料が人口減により減少傾向となることが予想され、維持管理経費の削減が困難な状況が続くと考えられます。下水道事業の整備の方向性が拡張から維持へと向かっている中で、下水道事業が担う役割を今後も果たしていくためには、今後本格化する下水道管の更新が長期的に取り組むべき課題となることが予想されることから、資金収支に十分配慮しながら、更新コストや財源確保の方法などを検討し、計画的かつ効率的に既存施設及び設備の更新を行うなど、下水道事業の安定的な経営に努められるよう望むものであります。

２３ページは各会計の過年度未収金及び不納欠損状況についてであります。前年度と比べると過年度未収金は１，３８６万８，０００円減の４，８３９万７，０００円、不納欠損額は７６万円増の１，２１９万３，０００円となっています。収入の確保の重要課題の一つであります新たな未収金の発生を防ぐとともに、徹底した情報収集と生活状況の的確な把握を行い、時効到来による不納欠損処分が極力生じないよう、債権の回収については今後も毅然たる態度で臨み、法的措置を含め、平成２７年１２月に施行された滝川市私債権管理条例などに基づく実効性のある取り組みを進められるよう望むものであります。

以上で平成２８年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違いなどがございましたら、配付をさせていただいております意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 一括議題のうち議案第７号及び選任第１号は、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

議案第7号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第7号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの平成28年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月7日から9月18日までの12日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月18日までの12日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員